

会 議 録

会議名	令和7年度 第1回 垂井町地域公共交通会議
日 時	令和7年6月19日(木) 9:55~10:25
場 所	垂井町役場2階 協議会室
出席者	委員総数15名中、14名(うち代理2名) 事務局3名
次 第	<p>1 町長あいさつ</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 交通不便地域の指定に係る申請について</p> <p>(2) 県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスルート変更について</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 令和7年度垂井町地域公共交通会議 監事の選出について</p> <p>(2) 令和7年度垂井町地域公共交通会議 予算書(案)について</p> <p>(3) 令和7年度垂井町巡回バス見直し検討業務(仮称)について</p> <p>(4) 県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスの停留所変更について</p> <p>(5) 令和8年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の認定申請について</p> <p>4 その他</p>
議事要旨	<p>【事務局長】</p> <p>それでは 定刻となりましたので、ただいまから、第1回垂井町地域公共交通会議をはじめさせていただきます。</p> <p>私は、本日の会議の進行をさせていただきます企画調整課の小森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、はじめに、町長から皆さまに委員の委嘱をさせていただきます。皆様のお席には、それぞれ委嘱状を置かせていただいております。略式ではございますが、これをもちまして委員の委嘱とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、垂井町長 早野博文がごあいさつを申し上げます。</p> <p>【垂井町長】</p> <p>おはようございます。垂井町長の早野博文です。本日は、お忙しい中、第1回垂井町地域公共交通会議にご参集いただきありがとうございます。</p> <p>さて、昨今の人口減少に伴い、運転手の確保等、深刻な問題がクローズアッ</p>

プされております。お手元に垂井町地域公共交通計画を配付させていただいておりますけれども、その計画の目標にありますとおり、今後ともそれらを達成するべく、最善のサービスが提供できますよう、事業を進めて参りますので、皆様方の引き続きのご理解ご協力をお願いいたします。

なお、本日は、報告事項2件と協議事項5件を予定しております。その中にもありますが、緊急でございましたけれども、県道川合垂井線の、通行止めの処理をいたしました。かねてから地元から県道でブロックが崩落していると報告を受け、県が調査をしたところ、空洞化していたということから、急遽通行止めの対応をしております。

梅雨の時期でございますので、渇水期を迎える11月ごろから工事着工ということでございますが、予定では来年の5月までということで、竹中半兵衛の禅幢寺に行かれる方、菩提山城のハイキングに行かれるという方も大勢いらっしゃいますので、少しでもその工事を進めてもらうよう、努力を重ねてまいる所存でございます。

今後とも、垂井町の地域公共交通が、よりよいサービスの提供に繋がりますよう皆様方の忌憚のないご意見を拝聴しながら、今後とも、少子高齢化社会について課題の解決につなげて参りたいと思っておりますので、よろしくご理解、ご協力をお願い申し上げます、冒頭に当たりましてのご挨拶にかえさせていただきます。

なお、本会議の会長には、設置要綱第4条第2項の規定によりまして、副町長の藤塚 康孝氏を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

【事務局長】

町長におきましては、他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

【事務局長】

ここで、本日の会議の出席者数について、報告させていただきます。15名の委員数のうち、代理出席の方を含め、14名の方に出席をいただいておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、次第の二つ目の報告事項に入りたいと思います。本会議は、設置要綱第6条第1項により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長よろしく申し上げます。

【会長】

指名によりまして、会長に任命されました藤塚でございます。それでは、報告事項に入らせていただきます。(1)「交通不便地域の指定に係る申請について」、事務局に説明を求めます。

【事務局】

おはようございます。企画調整課の高木と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

報告事項に入る前に、事前配布しました資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、配席図、資料1、資料2-1~3、資料3、資料4-1~8、参考資料としまして、垂井町地域公共交通計画。

また、今回、追加及び差替資料としまして、机上に、次第、委員名簿、配席図、令和7年度垂井町地域公共交通会議 予算書(案)、A3版資料4-8、垂井町地域公共交通会議設置要綱を置かせていただいております。不足資料等ございませんでしょうか。

それでは、報告事項1「交通不便地域の指定に係る申請について」につきましては、巡回バスの運行経費に対する国庫補助金の補助要件である、地域公共交通 確保維持改善事業費補助金 交付要綱(地域内フィーダー系統確保維持関係)の基準に基づく交通不便地域の指定が5事業年度と決められており、令和7年9月30日で終了するため、継続の申請を行うものです。

指定対象とする交通不便地域は、指定を受けようとする地域に係る地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金を受けて運行される系統の利用を前提とした地域であり、例えば、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄道駅等が存在しない地域などのことをいいます。

申請に必要な書類は、5月中旬に岐阜運輸支局に提出済みで無事受理されております。報告事項1の説明は以上です。

【会長】

ただ今、事務局より説明のありました内容について、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

－質疑なし－

【会長】

それでは、ないようでございますので、質疑を終わりました、(2)「県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスのルート変更について」、事務局に説明を求めます。

【事務局】

報告事項2「県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスのルート変更について」につきましては、資料1をご覧ください。

垂井・岩手線(ときめき号)のルートとなっております、県道河合垂井線 禅幢寺付近の岩手川護岸に、はらみが生じており、安全のため、令和7年5月16日(金)から全面通行止めの交通規制を行っております。

工事は11月から令和8年5月末を予定しており、その間の運行ルートを資料のように現在変更しておるところでございます。

赤い矢印が、通行止め以前のルートで、菩提停留所から岩手地区まちづくりセンター、禅幢寺、谷、西大石、というルートで運行しておりましたが、工事に伴い、菩提停留所から岩手地区まちづくりセンター、そこから青い矢印のルートで、宮之前踏切を渡りまして、谷、西大石、という禅幢寺停留所には停まらないというルートで運行しています。

実際に迂回ルートを走行しましたが、距離が800m延びるため、時間にしておよそ1分30秒~2分程度所要時間が長くなります。

本来ですと、この会議の場で承認を得てからの変更となりますが、急を要する案件だったため、事後報告となったことをご了承願います。

本件については、本会議においてみなさまへご報告させていただいた後、運輸局へ変更申請を提出いたします。すでに迂回ルートにて運行しているため、運輸局には事前に報告をしており、ご指示もいただいております。

報告事項2の説明は以上です。

【会長】

ただ今、事務局より説明のありました内容について、ご質問等ございましたら、よろしく願います。

—質疑なし—

【会長】

それでは、ないようでございますので、質疑を終わりました、次第の三つ目の協議事項に入らせていただきます。

(1)「令和7年度垂井町地域公共交通会議 監事の選出について」、設置要綱第5条第2項により、「監事は、委員の内から会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。」とあるため、垂井町地区まちづくり協議会連絡会 代表 吉田 芳明(よしだ よしあき)氏、大垣土木事務所施設管理課 課長 林 徹(はやし とおる)氏の2名を指名させていただきます。

皆様の拍手をもってご承認をお願いします。

－拍手－

【会長】

それでは、よろしくお願いたします。

続きまして、(2)「令和7年度垂井町地域公共交通会議予算書(案)について」、事務局に説明を求めます。

【事務局】

協議事項2 「令和7年度垂井町地域公共交通会議 予算書(案)について」につきましましては、予算書(案)の資料をご覧ください。

歳入としましては、国庫補助金に「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金366万5,000円を計上しております。

歳出としましては、事業費として、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金相当額を町へ366万5,000円支出いたします。

こちらの補助金につきましては、町の巡回バスの欠損額に対する補助金として毎年申請しているものでございます。これまでは、国から町へ直接補助金が入っていましたが、垂井町地域公共交通会議が事業の申請者になっていることから、令和7事業年度の補助金から交通会議に入ることとなりました。交通会議に入った後は、全額を町の歳入に充当する予定であるため、歳出にも同額を計上しております。

協議事項2の説明は以上です。

【会長】

ただ今、事務局より説明のありました内容について、ご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

－質疑なし－

【会長】

それでは、ないようでございますので、質疑を終わりました、採決させていただきます。

(2)「令和7年度垂井町地域公共交通会議 予算書(案)について」につきまして、皆さまの同意をいただけますでしょうか。

－採決－

【会長】

ご異論もないようでございますので、(2)「令和7年度垂井町地域公共交通会議 予算書(案)について」につきましては、予算書どおり執行していきます。

続きまして、(3)「令和7年度垂井町巡回バス見直し検討業務(仮称)について」、事務局より説明を求めます。

【事務局】

協議事項3、「令和7年度垂井町巡回バス見直し検討業務(仮称)について」につきましては、資料2-1をご覧ください。令和8年10月の巡回バスの路線図見直しに向けての業務委託内容の案でございます。具体的な業務内容につきましては、巡回バスの運行事業者でありますスイトトラベルが記録する日報を基に、便別利用者数、停留所別乗降者数、券種別利用者数の推移等の整理、町に寄せられた住民や利用者からの意見・要望の整理や、新たなルート、停留所、ダイヤなどの作成でございます。

資料2-2をご覧ください。見直し業務のスケジュールでございます。今年度7月の契約にはじまり、令和8年3月頃の成果品の納品までの大まかな流れを記載しております。

資料2-3をご覧ください。資料2-1で説明しました、利用者からの意見・要望の整理につきましては、巡回バス利用者に対してのアンケートを実施予定です。事務局でアンケートの設問を考えまして、こちらがその案でございます。アンケートの実施期間につきましては、令和7年7月下旬～8月いっぱいを予定しております。

なお、当該業務に係る委託業者につきましては、過去の路線図見直し業務、垂井町地域公共交通計画策定業務等の実績がある株式会社テイコクに委託したいと考えております。

協議事項3の説明は以上です。

【会長】

ただ今、事務局より説明のありました内容について、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

(3) 「令和7年度垂井町巡回バス見直し検討業務（仮称）について」につきまして、皆さまの同意をいただけますでしょうか。

－採決－

【会長】

ご異論もないようでございますので、(3) 「令和7年度垂井町巡回バス見直し検討業務（仮称）について」につきましては、（一部修正して）業務の発注を進めさせていただきます。

続きまして、(4) 「県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスの停留所変更について」、事務局より説明を求めます。

【事務局】

協議事項4、「県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスの停留所変更について」につきましては、資料3をご覧ください。

報告事項(2)でもご説明しましたが、県道川合垂井線の交通規制に伴い、巡回バスを迂回ルートにて運行しているところでございますが、「菩提」から「岩手地区まちづくりセンター」へ行く際、停留所の位置が禅幢寺側に数十メートル入り込むため、「岩手地区まちづくりセンター」から迂回ルートに行くために、Uターンする必要があり、時間のロスが発生してまいります。

そのような時間のロスを削減するため、JAにしみの岩手支店西側の町有地が空き地となっておりますので、一時的に停留所の位置をずらしたい考えです。

補足としまして、巡回バスの運転手からも、停留所の位置をずらした方がより安全かつ正確に運行できる旨を聞いております。

協議事項4の説明は以上です。

【会長】

ただ今、事務局より説明のありました内容について、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

－質疑なし－

それでは、ないようでございますので、質疑を終わりにして、採決させてい

たきます。

(4)「県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスの停留所変更について」につきましては、皆さまの同意をいただけますでしょうか。

－採決－

【会長】

ご異論もないようでございますので、(4)「県道川合垂井線交通規制に伴う巡回バスの停留所変更について」につきましては、申請書類を(一部修正して)岐阜運輸支局へ提出させていただきます。

続きまして、(5)「令和8年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の認定申請について」、事務局より説明を求めます。

【事務局】

協議事項5、「令和8年度地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金の認定申請について」につきましては、資料が4-1から4-8までございます。

はじめに、2点訂正がございます。

1点目は、資料4-1、2ページ目【1日あたりの平均乗車人数】の表の下、今後は町内における人口が緩やかに減少することが～という文章の2行目、令和5事業年度以降の～の部分で令和7事業年度以降と訂正をお願いいたします。

2点目は、同じく2ページ目の【費用対効果の数値目標】の表の令和10事業年度【目標】の902円となっている箇所を950円に訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、説明に入らせていただきます。資料4-7をご覧ください。本町の巡回バスは、国の地域公共交通 確保維持 事業の陸上交通：地域内フィーダー系統補助という補助を受けて、運行をしております。

補助対象系統のイメージ図右下の「過疎地域等交通不便地域」として、地方運輸局長等が指定する地域フィーダー系統に該当しております。この国の補助を受けるために地域公共交通計画と地域公共交通計画別紙を提出するものでございます。参考に地域内フィーダー系統というのは、当町の巡回バスが地域間交通ネットワークであるJR東海道本線の垂井駅と接続する系統ということでございます。

それでは、資料4-1地域公共交通計画別紙の1ページ目をご覧ください。1の地域公共交通 確保維持 事業にかかる目的、必要性につきましては、下か

ら2番目の段落にございますように、本計画における町巡回バスについては、JR垂井駅で接続しているほか、主要な公共施設、病院、商業施設を経由するなど、利用者ニーズに沿った路線となっています。高齢者を中心としたマイカーを利用することができないような住民が、日常生活を送るためにきわめて重要な手段となっております。これらの路線について持続可能な運行を維持していくために、地域公共交通確保維持 改善事業費 補助金を活用し、持続的にサービスを提供できる公共交通を目指していきます。

2ページ目をご覧ください。地域公共交通 確保維持 事業の定量的な目標・効果でございますが、(1) 事業の目標では、令和6事業年度までの実績をもとに平均伸び率を算出し目標値を設定しております。また、費用対効果の数値目標としては現状のままおさえていくというような目標を設定しております。続いて、3ページでございますが、(2) 事業の効果としましては、交通不便地域の高齢者など交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保され、より活発な地域間交流及び社会参加の機会を促進し、地域活性化につなげていきたいと考えております。対象人口は、4月1日現在のものがございます。

次に3の2の目標を達成するために行う事業及び実施主体でございます。

①から⑥までは、毎年度、継続的に実施をしているところです。

次に4の地域公共交通確保維持事業により運行確保を維持する運行系統の概要及び運行予定者につきましては、表1を添付しております。3枚めくった次のA4横長の右上に資料4-2と記載のある表1をご覧ください。運行予定者は、垂井町でございます。各路線におけます運行系統、キロ数、日数、運行回数等を記載しており、計画運行日数は240日、1日8回で各路線1,920回を予定しております。また、表の右の方では地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の基準に適合していることを示しております。添付書類として資料4-3の路線図を付けております。

それでは、資料4-1の4ページにお戻りください。6の2の目標・効果の評価手法及び測定方法につきましては、垂井町で巡回バスの利用実績を集計し、評価指標として用います。10の地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要につきましては、表5を添付しております。4枚めくっていただき、資料4-4と記載のある表5をご覧ください。人口集中地区以外の人口は、令和2年度の国勢調査ベースで13,375人(H27:14,333人)。交通不便地域等の人口については、10,913人で局長指定により前年度末の住民基本台帳ベースとなっております。次に、その内訳を記載しています。添付書類として、資料4-5人口集中地区図面を付けております。赤で示してありますのが人口集中地区で、それ以外が人口集中地区以外のところでございます。資料4-

6が、交通不便地域で、鉄道駅等から1キロ円を外した濃い赤いところが、交通不便地域になります。

それでは、資料4-1の5ページにお戻りください。18の協議会の開催状況と主な議論につきましては、平成26年度からの開催状況を記載しております。8ページ目をご覧ください。本日の開催までを記載しております。

地域公共交通計画別紙については、以上でございますが、資料4-8をご覧ください。参考までに令和6年度の実績一覧表を付けております。

今後とも適正な巡回バスの運行をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

協議事項5の説明は以上です。

【会長】

ただ今、事務局より説明のありました内容について、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

－質疑なし－

【会長】

それでは、ないようでございますので、質疑を終わりましたので、採決させていただきます。

(5)「令和8年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の認定申請について」につきましては、皆さまの同意をいただけますでしょうか。

－採決－

ご異論もないようでございますので、(5)「令和8年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の認定申請について」につきましては、申請書類を(一部修正して)岐阜運輸支局へ提出させていただきます。

以上をもちまして、本日予定していました会議内容は全て終了いたしました。

本日、皆様から頂戴しましたご意見を参考にいたしまして、垂井町の公共交通行政を進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局へお返しします。

【事務局長】

最後に、「その他」でございますが、何かご意見等ございますでしょうか。

－意見なし－

それでは、本日予定をしておりました会議次第はすべて終了いたしましたので、以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。